徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第13号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年12月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「徳島県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、〇〇高等学校において、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が令和3年8月1日から令和3年12月31日までに実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

令和5年2月10日、実施機関は、本件請求に対して「令和3年度において、実施機関は、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年7月以外の職員健康管理医の職場巡視は、衛生管理者の職場巡視への報告への指導に換えることにしたため、請求期間内に当該公文書を作成しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年2月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月12日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求につき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

行政処分及び公開請求を拒否することとした理由の提示は労働安全衛生法の規定に 違反している状態であるから不合理である。また、公開請求を拒否することとした理 由の主張は地方自治法に抵触する状態であり、到底信じがたい。よって行政処分を取 り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第2項及び同条第3項において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に係る適用除外の条項が列挙されている。適用除外となる範囲は同法第6条から第8条まで、第66条の8の4及び第92条であるから、今回の請求に係る同法第13条自体は適用除外とならないものである。

開示請求では、令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間(以下「対象期間」という。)の産業医の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料(以下「対象文書」という。)を求めた。そして過日受領した行政処分について不服申立てを行う。対象文書について「令和3年7月以外の職員健康管理医の職場巡視は、衛生管理者の職場巡視の報告への指導に換えることにしたため、請求期間内に当該公文書を作成しておらず」とする理由の提示は以下のとおり不合理である。つまり、行政処分の取り消しを求める。

まず、〇〇高等学校は他の自治体の高等学校の規模を比較するまでもなく、事業場の規模として会計年度任用職員を含めて常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、労衝安全衛生法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置義務を事業者である徳島県教育委員会が負う。なお、審査請求人は正確な教職員数を把握していないので、〇〇高等学校において常時使用する労働者数が50人を下回る場合には、弁明書にその旨を記載して、産業医の作業場等の巡視を行う措置義務がないことを主張されたい。

労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労動者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。そして、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる徳島県教育委員会に課されているものであるが、対象期間中労働安全衛生法の措置義務の履行がなされていない状態にあったという。労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月1回以上(中略)少なくとも2月に1回」とされている。対象期間の初日から末日までの間に、満5月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも2件以上の巡視結果にかかわる資料があってしかるべきである。つまり、行政処分では、文書の特定が不十分である。

労働安全衛生法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある昨今、とりわけ労働安全衛生規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。そして、〇〇高等学校の事業場での教職員及び生徒の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるので、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導も欠か

せない。むしろ、○○高等学校のコロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない事態である。つまり、「新型コロナウイルス感染症対策のため」に産業医の作業場等の巡視が行われるべきであり、産業医の作業場等の巡視がコロナウイルス感染拡大を招くとの医学的所見を審査請求人は承知していない。仮に、対象期間中産業医の作業場等の巡視が行われていない場合には、○○高等学校の教職員の健康管理が損なわれるおそれがある。すなわち徳島県において、適正な水準の教育サービスの質が担保されていない状態にあって、最終的に被害を受けるのは徳島県民である。よって、対象期間中作業場等の巡視を行わないとは産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場等の巡視は行われているはずである。

この点に関し、〇〇高等学校では、産業医の作業場等の巡視を行った場合には、 巡視の状況又は結果に関わる資料が作成され、保存されている。令和3年7月8日 に産業医が事業場等の巡視を行ったとされ、「学校職場用チェックリスト」と題す る資料が作成されている。このように対象期間中に産業医の作業場等の巡視が実施 されていた場合には、当日の産業医自身が行った事業場等の巡視の状況又は結果が 分かる資料が作成され保存されているはずであるので、対象文書は必ず存在するは ずである。

以上から、対象文書が不存在であるとする徳島県教育委員会が示した行政処分及び公開請求を拒否することとした理由の提示は、労働安全衛生法の規定に違反している状態であるから不合理である。また公開請求を拒否することとした理由の主張は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがい。よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

労働安全衛生規則第15条においては、「産業医は、少なくとも毎月1回(中略)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

しかしながら、令和3年度は、「アルファ株」にはじまり、「デルタ株」、「オミクロン株」と新たな変異株が出現する度に、多くの都道府県で「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が適用されるなど感染が急拡大し、本県はこうした措置の対象地域とならなかったものの、かつてない規模で感染が急拡大していた。

○○高等学校においても、相当数の生徒が、新型コロナウイルス感染症陽性者又は 濃厚接触者のため出席停止となっており、学校における感染拡大防止対策の徹底が求 められていた時期であった。 このような中、感染拡大防止対策の一環として、〇〇高等学校においては、令和3年7月8日の職場巡視の際作成した「学校職場用チェックリスト」に記載があるとおり「R3年7月以外は職員健康管理医(産業医)の職場巡視は、衛生管理者の職場巡視の報告への指導に換えることにした」ものである。

条例第7条では、公開請求を拒否できる場合の1つとして、同条第2号に「公開請求に係る公文書を保有していないとき」と規定している。

今回の公文書公開請求書により特定されている令和3年8月1日から令和3年12月31日までに、○○高等学校においては、上記理由により産業医の職場巡視を実施していないため作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料を作成しておらず、不存在であるため、条例第7条第2号に基づき、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分の理由は、労働安全衛生法の規定に違反している状態であるから不合理である、また、本件処分の理由の主張は、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であるため、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、公開すべきである、と主張している。

つまり、審査請求人は、産業医による作業場等の定期巡視は法令に定められた義務であるから、巡視は行われているはずであり、巡視が行われていれば本件請求の対象文書が存在するはずであると主張しているものと推察される。

確かに労働安全衛生規則第15条で、産業医による作業場等の定期巡視が義務づけられていることから、〇〇高等学校において職場巡視が行われているものと推定することはできる。しかし、そうであるからといって、実際に職場巡視が行われていたということまでは言えず、また、〇〇高等学校においては、職員健康管理医(産業医)の職場巡視は、衛生管理者の職場巡視の報告への指導に換えることにしたことから、文書を作成していなかったものである。

一方、審査請求人からは、法令の義務規定の他に、実施機関が実際に本件請求に係る対象文書を作成していたと認めるに足る主張はない。

したがって、審査請求人の本件処分を取り消し、対象文書を特定し、公開すべきであるとの主張は、理由がないと言わざるを得ない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和5年7月22日	諮問
同 年 8 月 2 3 日 第 2 部 会 (第 3 回)	審議
同 年9月21日	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

実施機関は、本件請求の対象文書については、請求日時点において、これを作成していなかったため、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消し、さらに対象文書を特定し、新たに 公文書を公開するとの裁決を求めているが、実施機関は本件処分を妥当と主張してい ることから、以下、対象文書の保有の有無について検討する。

2 対象文書の保有の有無について

労働安全衛生法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令第5条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされている。また、労働安全衛生規則第15条で、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、このことをもって、実施機関において対象文書を作成していること が直ちに導かれるわけではない。

実施機関の弁明書によると、感染拡大防止対策の一環として、〇〇高等学校においては、令和3年7月8日の職場巡視の際作成した「学校職場用チェックリスト」に「R3年7月以外は職員健康管理医(産業医)の職場巡視は、衛生管理者の職場巡視の報告への指導に換えることにしたものである」と記載しているとのことである。

実施機関は、産業医の職場巡視を実施していないため作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料を作成しておらず、文書が不存在であると説明する。

以上を踏まえると、対象文書を請求日時点では保有していなかったという実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

なお、法その他の規定に基づく事務執行の適否については、当審査会の判断すると ころではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿 (50音順)

氏	名	職業等	備	考
綾野	隆文	弁護士		
岩田	晴美	四国大学生活科学部教授		
小田切	康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長	
桝本	久実	税理士		